HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国に於ける環境収費・税制改革の分析
Author(s)	王, 天荷; Wang, Tianhe; 王, 磊 他
Relation	第2回北海道大学サステナビリティ学生研究ポスターコンテスト = The Second Hokkaido University Sustainability Research Poster Contest. 平成22年10月24日（日） - 11月5日（金）. 北海道大学学術交流会館, 札幌市.
Issue Date	2010-10-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/44204
Type	conference presentation
File Information	C4-5.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

中国に於ける環境収費・税制改革の分析

経済学研究科　現代経済経営専攻　王天荷　王磊

背景：

	経済発展戦略	経済体制
～1970 年代前半	化工業優先 経済重視	計画経済
1970 年代後半～1990 年代前半	現代化 経済・社会バランス	計画経済から市場経済に移行
1990 年代後半～21 世紀	持続可能 経済・社会・環境調和	中国特有な市場経済

今まで 6 回の中国全国環境保護会議から見た中国環境経済政策の歩み						
年代	1973 年 （第一回）	1983 年 （第二回）	1989 年 （第三回）	1996 年 （第四回）	2002 年 （第五回）	2006 年 （第六回）
内容	環境保護の 開始	環境保護を 国策に	環境保護 管理の強化	持続可能な 発展戦略	資源節約型と 環境友好型社会作り	

目的：

環境税の設立は財税政策グリーン化の重要な一環であり、省エネ政策に対しても長期の有効手段であり、持続可能な環境定価メカニズムを表している。近年、中国は一連の財税政策改革を行い、財政政策グリーン化改革の理念はすでに出来上がっている。本文では、まず理論から現実の観点を用いて、中国環境税導入の必要性と実行率を分析する。次に、中国の環境税制現状をまとめ、問題点を指摘する。更に、環境保護部門や財政部門より提出された環境税案の構想を比較分析し、最終的には本文の目的である科学発展の価値観と環境保護の要求を十分に表した環境税の設計改革案を提出する。

一、中国の現状：環境行政、環境経済政策、実績

1. 中国の環境行政：「統一管理」「責任管理」の原則で行われている

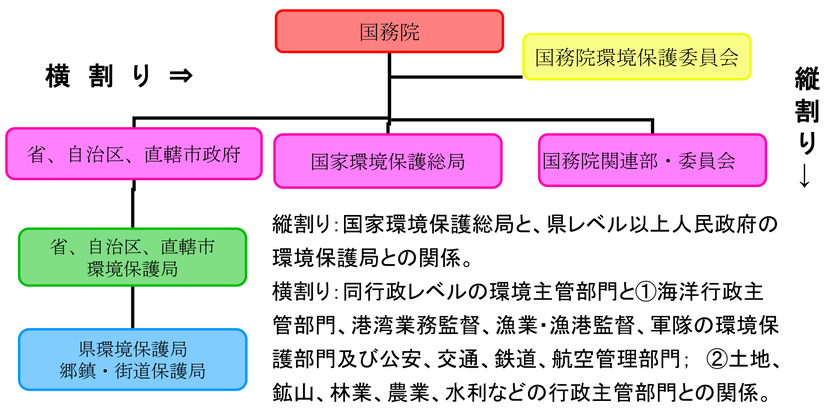

縦割り：国家環境保護総局と、県レベル以上人民政府の環境保護局との関係。
横割り：同行政レベルの環境主管部門と①海洋行政主管部門、港湾業務監督、漁業・漁港監督、軍隊の環境保護部門及び公安、交通、鉄道、航空管理部門；②土地、鉱山、林業、農業、水利などの行政主管部門との関係。

環境行政の実践から言うと、横の関係は一番の難問。人治（行政府主導の権威主義体制）の特徴が強く、環境行政部門にとっては、法律的根拠があっても、法律に従い環境問題を処理するのは困難である。また、環境行政部門の人事権や財政権は同レベルの行政首長に握られているため、環境行政部門が結局首を絞められる状態にある。

2. 中国の環境経済政策：現在実行している環境保護収費・税制度

環境保護収費	汚染処理費（1984 年）	生態環境補償費（1992 年）	水資源費（1997 年）	鉱区使用費（1989 年）	鉱産資源補償費（1994 年）
環境保護税（環境意味での税）	消費税	車船使用税	都市維持建設税	資源税	市町土地使用税・耕地占用税

表 1　　环境经济政策在中国的应用现状

环境经济政策类型	实施部门	开始实施时间	实施地域
资源税	税收部门	1986	全国
差别税收	税收部门	1984	全国
环保投资渠道	计划、财政、环保、金融	1984	全国
生态环境补偿费	矿产、环保、财政	1989	广东、福建、江苏等地
财政补贴	财政、环保	1982	全国
运用信贷手段保护环境	环保、金融	1995	全国
环境资源核算	计划、环保、财政	不详	不详
污水排污费	环保	1991	全国
二氧化硫排污费	环保	1992	“两控区”
超标排污费	环保	1982	全国
排污许可证交易	环保	1987	实施总量控制地区
废物回收押金制度	物资部门	不详	全国
污染责任保险	金融、环保	1991.1	大连、沈阳
生活污水处理费	城建、环保	1994	上海、淮河流域的城市
污染赔款、罚款	环保	1979.9	全国

3. 実績：世界的に見ても汚染排出課徴金制度の導入は**遅くなかった**!!

	1976 年	1978 年	1979 年	1981 年	1982 年	2002 年
中国		中国初排汚収費制度を提案	《環境保護法（試行）》	27 省徴収排汚費試行弁法	排汚収費制度が正式に確立	「排汚費の徴収と使用の管理条例」を公布
旧ドイツ	世界初汚染排出課徴金を導入			排水課徴金制度を実施		

排汚収費制度は中国の汚染排出課徴金制度である。中国は1978年初めて排汚収費制度を提案してから**30年以上**になる。最初は徴収された排汚費資金の中から、**80%を元の排汚費上納企業に返還**し、汚染除去対策投資資金の一部とされていた。その後「汚染除去特定資金」に改められ、企業は借り入れを受けたり有償での使用ができるほか、汚染除去効果に基づいて返済義務の免除措置が適用されるようになった。

しかし、排汚費の徴収率が低すぎたため、**「違法のコストのほうが低く、法律遵守のコストのほうが高い」という政策的失敗**を誘発させた。一部の企業は排汚費を支払っても汚染除去対策を講じようとしなかったため、排汚収費制度の初期の目的を達成できなかった。**残りの20%の資金は地方の環境保護機構の能力強化に使用**された。実際には、地方によっては県級環境保護局の職員は県の財政から賃金が貰えなかった為、この20%から支給されていた。このため、環境保護局に対して**「汚染を防止すれば、排汚費の徴収額が減るため、汚染の防止に積極的でなくなる」との批判**がなされた。1998年以降、正規職員の賃金の全てを国庫が負担し、排汚費の徴収と使用について改革することで、上述の問題を解決しようとした。（張坤民、2008）

その約30年後、全国31の県、市、区全面的に排汚費制度が実行され、全国の**実施率は91%**（2005年まで）に及ぶ。2004年の年には、徴収された排汚収費の世帯は71.66万帯に及び、徴収額は93.96億元に至る。2004年まで全国累計徴収された**排汚費は793.06億元**、更に汚染源整備専用基金が建てられた。「九五」期間（1996年～2000年）全国的に使用された排汚費総額250億元、その内汚染「治理」に使われた額は143.65億元であり、全社会汚染「治理」投資の19.8%を占める。

二、問題点と解決案

1. 問題点：独立した環境保護税収がない！

環境税は政府側が環境保護、持続可能発展を進めるための有力な経済手段である。しかし、**現在中国は未だに本当意味上の環境税は存在しておらず**、環境保護に関する税種、即ち資源税、消費税、都市建設税、耕地占用税、車船使用税と土地使用税しかない。これらの税種の設置は環境保護と汚染削減に一定の資金調達に役立っているが、安定した占用の生態環境税収の収入とは成りがたい。

表 1　　我国近五年排污收费收入占 GDP 比重　　（单位：亿元、%）

年份	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
收入	57.12	59.32	63.63	70.89	94.18	123.16	143
占 GDP 比重	0.0638	0.0610	0.0605	0.0604	0.0688	0.0670	0.0683

资料来源：依据国家环境总局官方网站，http://www.zhb.gov.cn/相关数据计算所得。

表 2　　1993-2006 年税收收入弹性系数表

年份	税收收入	税收增长率	GDP 增长率	GDP 对税收的弹性系数
1993	4307	0.2824	0.14	2.02
1994	5127	0.1909	0.131	1.46
1995	6038	0.1777	0.109	1.63
1996	6910	0.1444	0.1	1.44
1997	8234	0.1916	0.093	2.06
1998	9263	0.125	0.078	1.60
1999	10683	0.1533	0.076	2.02
2000	12582	0.1778	0.084	2.12
2001	15301	0.2161	0.083	2.60
2002	17636	0.1526	0.091	1.68
2003	20017	0.135	0.1	1.35
2004	25723	0.2851	0.101	2.82
2005	30866	0.1999	0.108	1.85
2006	37636	0.2193	0.138	1.59

（资料来源：2005 年以前数据来源于 2006 年中国税务年鉴，2006 年数据来源于国家税务总局官方网站数据，GDP 对税收的弹性系数是笔者换算所得。）

表1から見られるように、排汚収費の徴収規模は年々増えつつある。しかし、GDPに占める割合は殆ど変わっていない。

排汚収費に比べ、税収が齎す影響は大きい（表2）。

2. 環境保護部より中国の環境税制改革案

①. 独立型環境税案：一般環境税、直接汚染税、汚染製品税

②. 浸透型環境税案：

環境税税目を設定しない。消費税、資源税、水資源環境税、都市維持建設税、耕地占有税、車両・船舶使用税などの既存の税目を改革・改善し、環境費徴収制度と融合させ、環境税として運用する。

③. 環境税・費用案：

既存の環境費徴収制度を維持し、汚水処理費徴収、二酸化硫黄排出費徴収などの環境費徴収中の比較的大きな徴収項目を環境税に転換し、炭素税、生態税、ODS税を検討する。このほか税制の一部優遇規定により環境保護行為を奨励し、それに伴う環境税方式の支出政策を環境税政策制定の検討範囲内に組み込む。

④. 環境税式支出案：

付加価値税や消費税、所得税の内税収減免などの優遇政策を税式支出という。

表3 環境税段階別実施計画

段階	第一段階	第二段階	第三段階
年度	2009~2011	2012~2015	2015~2020
徴収対象	S 税と N 税等汚染物排出税、汚染製品税、生態保護税を導入	環境税税目を完全化し、炭素税を導入、税率を高める	環境税改革、汚染粒排汚費を全て環境税体系に取り入れる
主な任務	独立型環境税構造体系を立てる	炭素税導入、排汚費制度改善、費から税に替える土台作り	排汚費から税に、環境税制度を整える

表4 環境税の徴収管理モデル

	モデル①	モデル②	モデル③
環保部	定期的に監察する	税金徴収を行う	部分的に徴収
税務庶	税金徴収を行う	定期的に審査する	部分的に徴収
企業側	汚染量を測る	部分的に販売段階で徴収	なし

「環境税」は共同享受税として中央対地方2：8の割合で分配する。汚染排出税と汚染製品税に対し環境税収払い戻し制度取り入れる。

三、中国における環境税の影響初歩分析

1. 財政収入規模の影響
「環境コスト内部化」を実現できる。環境税を増やし、環境収費を無くすことによって、税金負担を軽くする。
現在の生産型増値税⇒消費型増値税への転換、企業所得税合併など減税措置により財政収入規模の変化は構造にあり、量的ではない。
2. 業種税金負担構造の影響
各職業によって、環境汚染の程度により、差別課税する。
一般的に、石炭燃焼による発電、鉄鋼、非鉄金属、建築材料などの業界は負担率が比較的重い。
3. 国内経済影響：
①産業構造に影響する。②一部の業界商品の競争力に影響を及ぼす
4. 社会と物価の影響
5. 国際影響

四、未解決の問題点

環境費⇒環境税

各部門の利益関係による実施困難

a. **税務部門：**
税収総額、徴税コスト
b. **環境保護部門：**
建設資金、環境規制の影響
c. **財政部門：税制改革の目的**
d. **中国政府：経済の成長**

五、参考文献

・李志東1999；張坤民2008；中国税務年鑑2006年
・中国国家環境総局ホームページ；国家税務総局ホームページ
・「積極探索新時期下的環境経済政策体系」『国際経済政策』
・「論適中国国情的環境税模式選択」付伯颖2009
・「中国環境経済政策的回顧与展望」财政部财政科学研究所、苏明、傅志华、刘军民等2007
・「1953 —2003 年間中国環境保護政策的歴史演変」张连辉、赵凌云、2007
・「中国環境政策演変和循環経済発展対実現生態現代化的启示」李勇进、陈文江、常跟应、2008